

■ 出産費及び家族出産費の支給方法と事務の流れ

支給方法	制度利用せずに支給 (共済組合から本人へ直接支給)	直接支払制度を利用したの支給	受取代理制度を利用したの支給															
制度の特長	医療機関の窓口で組合員が支払う分娩費用の軽減を目的としている。効果としては両制度ともほぼ同じ。どの制度を利用できるかは、出産される医療機関で確認してください。																	
関連図 (流れ)			<p>※出産予定日まで2か月以内の者が利用できる。</p>															
備考	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付金種別</th> <th>平成27年1月1日～</th> <th>令和4年1月1日～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産費・家族出産費</td> <td>404,000円</td> <td>408,000円</td> </tr> <tr> <td>産科医療補償制度加入医療機関での出産に伴う加算額 ※</td> <td>16,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>出産費・家族出産費附加金</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>470,000円</td> <td>470,000円</td> </tr> </tbody> </table>		給付金種別	平成27年1月1日～	令和4年1月1日～	出産費・家族出産費	404,000円	408,000円	産科医療補償制度加入医療機関での出産に伴う加算額 ※	16,000円	12,000円	出産費・家族出産費附加金	50,000円	50,000円	計	470,000円	470,000円	<p>※産科医療補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性麻痺となった場合に補償する制度 ▶制度加入に掛金を要するため、掛金相当分を出産費に加算
給付金種別	平成27年1月1日～	令和4年1月1日～																
出産費・家族出産費	404,000円	408,000円																
産科医療補償制度加入医療機関での出産に伴う加算額 ※	16,000円	12,000円																
出産費・家族出産費附加金	50,000円	50,000円																
計	470,000円	470,000円																

注) 資格喪失後 6か月以内の出産の場合、出産費附加金の支給はありません。